

まつやま農業委員会だより

第92号
令和8年3月31日

編集 松山市農業委員会
発行 松山市二番町四丁目7番地2
〒790-8571 (TEL089-948-6631)
印刷 株式会社プロックス

第261回松山市農業委員会総会




第261回松山市農業委員会総会が、令和7年5月27日(火)に松山市役所本館1階大会議室において開催され、農業委員及び農地利用最適化推進委員が出席しました。

総会では、寺井克之会長の挨拶、藤田副市長及び原市議会議長からの祝辞の後、令和6年度に実施した総会や研修会の開催状況や農地利用状況調査等の事業に関する報告がありました。

また、令和7年度の事業計画案について説明があり、農政活動の推進や農地法に基づく許可義務の厳正化・適正な運用等の主要事業として取り組む9項目が審議され、全会一致で承認されました。

第27回 JAえひめ中央ぶどう果実品評会



令和7年8月30日(土)JAえひめ中央伊台支所で「第27回JAえひめ中央ぶどう果実品評会」が開催されました。

年々厳しくなる気象条件ではありましたが、生産者の高度な栽培技術と日頃の努力により、今年も品質のよいぶどうが多く出品されました。

その中で、三好直哉さん(伊台)の「シャインマスカット」が松山市農業委員会会長賞を受賞しました。

今回受賞された三好さんは「園地全体で品質の良いものができよう一体的に作業を進めることを心がけました。」と育成の苦勞を話してくれました。

受賞した三好さん(左)



JA 松山市
〒790-0003 愛媛県松山市三番町八丁目 325-1
TEL : 089-946-1611

農地を転用する場合は、愛媛県知事の許可が必要です!!

農地の無断転用は法律違反です!!

- ◎農地転用とは、農地を住宅、店舗、事務所、駐車場、資材置場などの用途に変更することです。農地転用をするには、愛媛県知事への許可申請、または農業委員会への届出の手続きが必要です。
 - ◎農地を一時的に資材置場、駐車場、仮設事務所などにする場合も許可が必要です。これらの許可を受けないで農地転用をすると、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの命令がされる場合があります。また、3年以下の懲役、または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金といった罰則が適用される場合もあります。
- ※田を埋め立てて畑に転換する場合も手続きが必要です。
※市街化区域内の農地転用は事前に農業委員会へ届出が必要です。

お問合せ先

農業委員会事務局 農地調整・転用担当
(TEL 089-948-6630)

令和7年度 第18回まつやま農林水産まつり

令和8年2月15日(日)、大街道商店街で「第18回まつやま農林水産まつり(松山市農業委員会後援)」が開催されました。主に松山市内でとれた旬の野菜や果物、水産物や加工品等が販売されたほか、世界最大級のチェーンソーの展示なども行われました。

また、豪華景品が当たるクイズラリーでは、幅広い世代の方々に参加し、楽しんでいました。

今回は、同会場で「第76回全国植樹祭100日前記念イベント」が同日開催され、賑わいをみせていました。



農業委員・農地利用最適化推進委員候補者募集

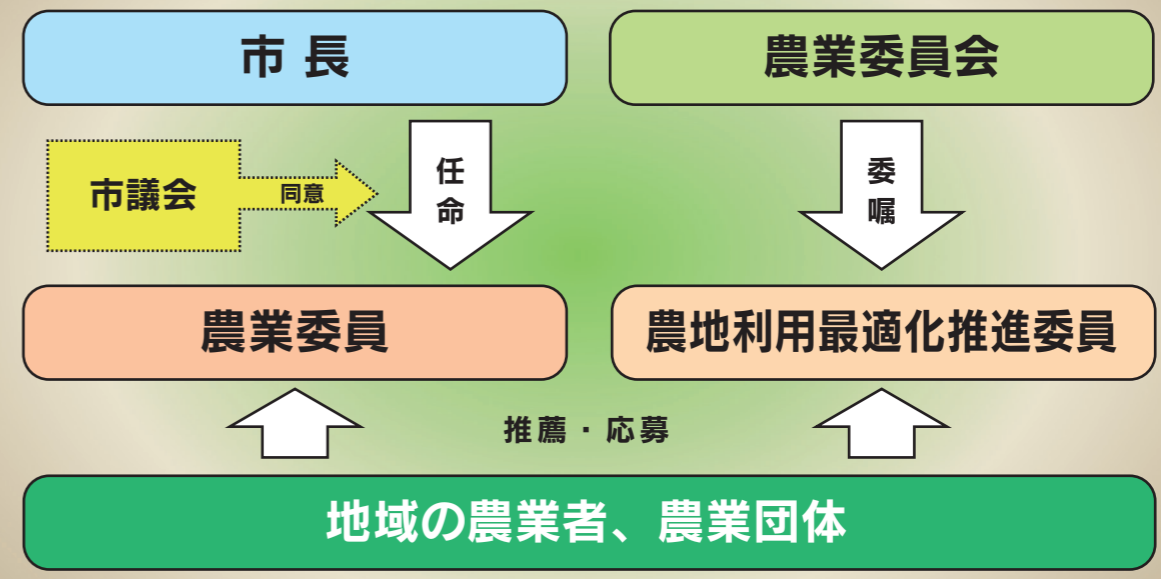
令和8年7月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選が行われます。改選にあたり、令和8年4月1日から30日までの期間を定め両委員の推薦・応募を受け付けます。候補者としては認定農業者、青年農業者、地域の農業振興に取り組む住民などが挙げられており、特に第5次男女共同参画基本計画では女性の登用が期待されています。

なお、任期は3年で各委員24名の募集となります。

また、募集要項及び推薦書、応募書等の詳細は、農業委員会事務局のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。



農業委員、農地利用最適化推進委員の選任のイメージ



令和8年度 総会予定

申請締切日		開催予定日	
月	日	月	日
3	18(水)	4	10(金)
4	17(金)	5	11(月)
5	18(月)	6	10(水)
6	18(木)	7	10(金)
7	17(金)	8	10(月)
8	18(火)	9	10(木)
9	18(金)	10	9(金)
10	16(金)	11	10(火)
11	18(水)	12	10(木)
12	18(金)	1	8(金)
1	18(月)	2	10(水)
2	18(木)	3	10(水)

知って得する！
農業者年金

農業者の方は、国民年金に上乗せの公的な年金「農業者年金」で、安心して豊かな老後生活を！

農業者年金の6つの特徴とメリット

- 1 農業者なら広く加入できます
- 2 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」です
- 3 保険料の額は月額2万円から6万7千円の間で自由に決められます
- 4 終身年金です(80歳前に亡くなられたら死亡一時金が遺族へ)
- 5 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります
- 6 税制面で大きな優遇措置があります(全額社会保険料控除など)



お問合せ先

農業委員会事務局 農政担当
(TEL 089-948-6628)



ぜひ
ご利用ください！

荒廃農地再生利用事業のご案内

松山市では、荒廃した農地を再生し、利用するために必要な費用の一部を補助しています。

補助対象者 (以下のいずれかに該当)

- ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・営農集団
- ・地域計画に地域内の農業を担う者として記載されている農業者
- ※松山市内に居住し、市内で農業を営む個人又は団体であり、市税を滞納していないものに限り

補助対象農地 (以下のすべてを満たす農地)

- ・愛媛県知事が指定する農業振興地域内の農地
- ・自ら所有し、もしくは借り受け、又は農作業受託契約を締結して、自らが耕作を行う農地
- ・松山市農業委員会が作成する農地基本台帳に登録されている農地
- ・面積が2アール以上の農地
- ・現に荒廃していることが確認できる農地

補助対象経費

障害物の撤去、整地、土づくり等により農作物の耕作ができる状態まで再生するために要する経費
◀例▶石灰、堆肥、労務費等

補助金額は補助対象経費の3分の1以内
(千円未満切り捨て)

お問合せ先

松山市農林水産振興課
(TEL 089-948-6192)

詳しくは、お問合せ
または松山市HPを
ご覧ください。



全国農業新聞

営農に役立つ情報が満載！

- 発行日 月4回金曜日
- 購読料 月額900円(送料共)
- お問合せ 農業委員会事務局
TEL 089-948-6628

適正な農地管理をお願いします

近年、農業者の高齢化等により遊休農地が増加しています。農業委員会では、農地パトロールを行い、遊休農地の把握に努めています。遊休農地の所有者には、適正な管理を促す通知と今後の利用意向調査を行っています。利用意向調査で意思を表明せずに遊休農地を放置している場合は、農地法に基づいた勧告を行うこととなり、該当農地は固定資産税強化の対象となることがあります。農地は一度荒廃すると、周辺の農地や住民の方に悪影響を及ぼします。また、耕作できる状態に戻すには予想以上の時間と労力が必要になります。日頃から農地の保全管理に努めてください。

所有者不明農地の活用について

■所有者不明農地とは

- 相続登記がなされていないこと等により、次のいずれかの状態となっている農地を言います。
- ①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない農地
 - ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない農地

■相続登記がされないまま相続が繰り返されると

農地の所有者(登記名義人)が死亡した際に、登記をそのままにしておくと、その農地は相続人全員の共有となり、相続が繰り返されることで、共有者がねずみ算式に増えていきます。農地の貸し借りには農地の所有者(あるいは共有者(相続人))の同意が必要となり、その同意を得るための探索に多くの時間が必要となります。その結果、担い手への農地集積が円滑に進まないことや、農地が管理されないことによる周辺農地への悪影響につながります。

■所有者不明農地制度の概要

所有者不明農地の利活用を促進するため、平成30年11月に農業委員会の探索・公示を経て、農地バンクへの利用権設定ができる仕組みが創設されました。相続人を探索する範囲が、配偶者とその子供までに定められており、令和5年4月からは、利用権の設定期間の上限が20年から40年に引き上げとなり、不明所有者探索後の公示期間が6カ月から2カ月に短縮され、所有者不明農地であっても、簡易な手続きで最長40年間借りることが可能となりました。所有者不明農地で耕作することをご検討中の方は、制度をご活用いただける場合もありますので、農業委員会事務局までご相談ください。

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は以下のとおりです。(10a当たり・年額)
☆平成21年12月施行の「農地法の一部を改正する法律」により、標準小作料は廃止されました。
☆金額は参考で、実際の契約を拘束するものではありません。

1 田(水稲)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	13,300円	33,500円	4,100円	50件
旧北条市	27,400円	30,000円	23,600円	3件
旧中島町	該当なし			
2 畑(普通畑)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	16,800円	22,400円	7,300円	13件
旧北条市	7,000円	13,600円	5,400円	7件
旧中島町	該当なし			
3 畑(樹園地)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	29,500円	41,300円	7,500円	11件
旧北条市	16,700円	30,000円	5,000円	10件
旧中島町	該当なし			

- ※1 旧松山市、旧北条市、旧中島町の地域別に集計しています。
- ※2 件数は集計に用いた筆数です。
- ※3 金額は100円未満を四捨五入しています。

農地の賃借料情報の提供